

平成 28 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 2 番 | 渡 部 幸 悦 | 3 番 | 佐々木 雄 太 |
| 4 番 | 佐々木 春 男 | 5 番 | 奥 山 収 三 |
| 6 番 | 伊 藤 知 | 7 番 | 伊 藤 竹 文 |
| 8 番 | 飯 尾 明 芳 | 9 番 | 市 川 雄 次 |
| 10 番 | 佐々木 弘 志 | 11 番 | 佐々木 平 嗣 |
| 12 番 | 小 川 正 文 | 13 番 | 伊 東 温 子 |
| 14 番 | 鈴 木 敏 男 | 15 番 | 佐々木 正 明 |
| 16 番 | 宮 崎 信 一 | 17 番 | 加 藤 照 美 |
| 18 番 | 佐 藤 元 | 19 番 | 佐 藤 文 昭 |
| 20 番 | 菊 地 衛 | | |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 信 夫 | 班 長 兼 副 主 幹 | 加 藤 潤 |
| 主 事 | 土 井 絵 里 香 | | |

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長 | 横 山 忠 長 | 副 市 長 | 須 田 正 彦 |
| 教 育 長 | 齋 藤 光 正 | 総 務 部 長 (危機管理監) | 齋 藤 洋 |
| 財 務 部 長 | 佐 藤 正 春 | 市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長) | 伊 東 秀 一 |
| 農 林 水 産 建 設 部 長 | 佐 藤 均 | 商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監) | 佐 藤 克 之 |
| 教 育 次 長 | 齊 藤 義 行 | ガ ス 水 道 局 長 | 佐 藤 次 博 |
| 消 防 長 兼 消 防 署 長 | 伊 藤 伸 司 | 会 計 管 理 者 | 浅 利 均 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 佐 藤 喜 仁 | 企 画 課 長 | 佐々木 俊 哉 |
| 財 政 課 長 | 佐々木 俊 孝 | 生 活 環 境 課 長 | 小 松 幸 一 |
| 子 育 て 長 寿 支 援 課 長 | 齋 藤 隆 | 福 祉 課 長 | 阿 部 聖 子 |
| 農 林 水 産 課 長 | 佐 藤 智 秋 | 建 設 課 長 | 土 門 保 |
| 商 工 政 策 課 長 | 齋 藤 和 幸 | 観 光 課 長 | 藤 谷 博 之 |
| 教 育 総 務 課 長 | 池 田 昭 一 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成28年12月15日（木曜日）午前10時開議

- 第1 報告第 9号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 議案第126号 にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第127号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第128号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第129号 にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第130号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第131号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第132号 にかほ市学校給食費に関する条例制定について
- 第9 議案第133号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第134号 にかほ市生活排水浄化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第135号 にかほ市簡易水道等事業設置条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第136号 市道路線の認定について
- 第13 議案第137号 平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第138号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第15 議案第139号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第140号 平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第141号 平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第18 一般会計予算特別委員会の設置
- 第19 議案及び請願、陳情の付託
- 第20 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立し

ます。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。議案質疑の前に、私から、農業基盤整備促進事業の実施に当たりまして、会計検査院の指摘を受け補助金の一部返還となったことは、誠に遺憾であり、関係する農家の皆さん並びに市議会に深くおわびを申し上げたいと思います。今後、この後、質疑に対しまして担当部長等がお答えをいたしますが、今後こうしたことが発生しないよう、さらに緊張感を持ってそれぞれの仕事に取り組むよう指示・指導してまいりますので、格別の御理解をお願いを申し上げたいと思います。

●議長（菊地衛君） 日程第1、報告第9号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告1件、日程第2、議案第126号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17、議案第141号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの16件、計17件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

はじめに、報告第9号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について、質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終わります。

次に、議案第126号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第126号の質疑を終わります。

次に、議案第127号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） この議案に新たに項目を設けなければならない状況の変化があるのですか。つまり対象となる職員がいるのかどうか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） おはようございます。それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたします。

労働安全衛生法の一部改正法が昨年12月に施行されまして、50人以上を雇用する事業所につき

ましては、法の施行から1年以内にストレスチェックを行うことが義務化されております。このストレスチェックで高ストレス者と判定された職員に対して行う産業医の面接指導は、これまでにない新たな業務として加わるものでございまして、従事する業務を明確にし、その実績に応じた形で報酬の支給ができるよう項目を設けるものでございます。

また、対象となる職員についてでありますけれども、現在、委託先の秋田県総合保健事業団でストレスチェックの判定作業が行われております。その結果は、12月下旬に職員個々へ通知される予定となっております。したがって、現在、対象者数の把握には至っておりません。

なお、補足説明の際にも申し上げますが、関連予算の補正に当たっては、初めての取り組みということでもありまして、1人の産業医当たり5人として見込んでおるものでございます。以上です。

●4番（佐々木春男君） オッケーです。

●議長（菊地衛君） これで議案第127号の質疑を終わります。

次に、議案第128号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第136号市道路線の認定についてまで9件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第128号から議案第136号についてまで9件の質疑を終わります。

次に、議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。通告がありましたので発言を許します。

はじめに、17番加藤照美議員。

●17番（加藤照美君） それでは、議案第137号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、10ページの19款5項6目1節の雑入のところの、農業基盤整備促進事業補助金返還金についてであります。これについては、11月30日に会計検査院からの指摘事項ということで説明がありましたけれども、理解できない部分もありましたので質問いたします。

(1)です。農家に対する事業内容の周知の方法についてでありますけれども、①標準的な本暗渠間隔（10メートル以下）要件について、パンフレットのイメージ図のように説明し、10メートル以上広くなれば補助対象にならないと説明されましたかということが1点です。

次に、②事業申請から補助金の決定、支払いまでの流れはどのようになっているのかということであります。

③見積書や設計図等について、どの段階で確認して、誰が事業の許可を与えたのかについて伺います。

④暗渠排水工事が終了した時点で、現場と申請図等を見て完成検査は実行されたと思いますが、どこの部署で検査をし、適正と判定されたのか伺います。

⑤です。圃場ごとに1アール未満の切り捨て、本暗渠間隔10メートル以上ということで補助対象外となったものの、その内訳はどうなっており、別々に対応されたのか伺います。

次に、(2)です。補助金の返還金のあり方について伺います。

①国で平成23年度から実施しているこの補助事業で、会計検査院から指摘を受けた例が、ほかの市町村で何件あったのか伺います。

②この補助事業は個人財産の整備であり、補助金額の算定が適切でなかったという理由で会計検査院から指摘を受けたとあり、各農家から返納していただくことを基本とする考え方は理解できますが、一律に応じていただくのは大変難しいと思いますが、いかがでしょうか。

③です。指摘に至った原因はどこにあると考えておられるのか、また、今回の処置が適切な対応と考えているのか伺います。

④です。今後、同様の指摘を受けないための対策をどのようにお考えか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） おはようございます。御質問にお答えする前に、一言おわびを申し上げたいと思います。

平成25年度と平成26年度に実施しました農業基盤整備促進事業におきまして、このたび会計検査院からの指摘を受けまして補助金の一部を自主返納という形で返還することになりました。事業に取り組みました農家の皆さんはじめ関係の皆様方には、多大なる御心配と御迷惑をおかけしました。この場をおかりして深くお詫び申し上げます。

それでは、御質問にお答えしていきたいと思います。

はじめに、(1)の農家の皆様に対する事業内容の周知方法についてでございますが、①の御質問でございます。説明会では、お手元に資料を配付してございますが、資料1になります。資料1のパンフレットにありますとおり、暗渠の設置場所や暗渠の間隔については10メートル以内になるように説明しております。しかし、10メートル以上になった場合の補助対象にならないなどの詳細につきましては、具体的に触れておりませんでした。

続きまして、②の質問でございます。事業の流れとしましては、最初に各農家から補助金等交付申請書を提出していただきます。申請書には、事業計画書、工事見積書、平面図を添付していただいております。その後、市から補助金等交付決定通知書が交付され、各農家が事業に着手することが可能になります。工事終了後に、工事完了届と補助事業等実績報告書を提出していただきます。工事完了届には、着工前、工事中、完成後と、それぞれの写真を添付していただいております。検査につきましては、実績報告書等の書類審査のほか、施工した圃場での現地確認検査を実施しております。検査終了後に各農家へ補助金の支払いを行い、後日、施工業者からの領収書の写しを提出していただき、農家から施工業者への支払い確認を行い、事業の完了となります。

③番の質問でございますが、先ほどの事業の流れでも御説明申し上げましたが、申請のあった段階で見積書、図面等の確認を担当課で行っております。特に問題がなければ、事業の許可、いわゆる補助金交付の決定を担当課で判断しております。

④の質問でございます。検査は、担当課で課長と担当者で実施しております。提出されました完成届や実績報告書等の書類検査のほか、先ほど申し上げましたが、施工しました圃場に出向き、現地検査として申請した圃場が施工されているか確認しております。

⑤番の御質問でございます。会計検査院からの指摘事項については、農家個々並びに圃場一筆ごとに調査しております。指摘を受けました事例としましては、こちらも資料2としまして参考図を添付させていただいておりますが、上段の方につきましては、圃場が不整形なことにより補助対象面積が減少したものでございます。下段の長方形の圃場につきましては、排水が悪い、高い方の圃場側に寄せて暗渠排水管を布設したもので、その分、反対側が広くあいてしまったことから面積補正が行われたものでございます。

次に、お手元のA3版の資料3をご覧くださいと思います。こちらに一筆ごとの調査内容は記載しておりませんが、各農家ごとの事業内容を記載しております。

本事業の取り組み内容としましては、平成25年度に25農家、平成26年度は11農家でありました。事業内容では、平成25年度は、区画整理が5件、暗渠排水が22件となっております。26年度では、区画整理が4件、暗渠排水が7件で、合計では区画整理が9件、暗渠排水が29件となっております。

大きい(2)の方の御質問に移らせていただきます。補助金の返還のあり方についての御質問でございます。

①の御質問でございますが、秋田県に確認したところ、県内においては返納事例はございませんでした。

②の御質問であります。農家個々の事業費並びに返還額が異なることから、やはり一律の対応は難しいものと推測されます。しかし、農家の事情も把握しながら、分納相談等も含め誠心誠意御相談させていただき、御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

③につきましてはです。この事業については、全農家への案内とともに、あわせて先ほどの資料1でございますが、に基づきまして、市内3地区で説明会を開催しております。しかし、説明会参加者につきましては、3地区合計で17名でございました。直接説明を受けた農家が少ないことから、やはり十分な説明が行われていたとは言いがたい状況にあります。また、この事業実施に当たり、準備段階から担当課が相談窓口となり進めておりました。各農家は排水不良箇所の改善を図るために取り組んだもので、先ほどの資料3にもあるとおり、10メートル間隔での暗渠設置ではありましたが、排水の悪い部分への設置と計画で進めたことにより、このようなことが原因と考えております。

また、今回の措置が適切に対応と考えておるかということでございますが、対象農家からの返納決定しました経緯としては、やはり個人財産の整備に対し補助金を受けられていたこと、農家の皆さんには、今後も各種助成制度を活用していただきながら農業振興に寄与していただきたいと考え、対象農家からの返納をお願いすることにしました。

最後の④番になりますが、職員が各種制度を熟知しまして、農家等受益者の皆様への説明を確実に行い、事業遂行に当たっては適切な指導、監督並びに検査体制の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 加藤照美議員。

●17番（加藤照美君） この事業については委員会に付託になると思うので、審査については委員会にお任せしたいと思うんですけれども、ただ2点だけ質問したいと思います。

今、部長から答弁もらいましたけれども、(1)のところの④ですが、完成検査はやったというよう

な答弁でした。その部分について、適正と判定されたものなのかどうかということが1点です。

それから、(2)番のところの①で、県内ではこのようなことはないというような答弁でした。それでは、全国ではどうだったのか、もし調べておりましたら御報告をお願いします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） ただいまの御質問にお答えいたします。

はじめの検査の部分でございます。検査につきましては、先ほど説明でお話しましたが、着工前、着工中、完成の写真をもとに状況を確認しております。完成検査に当たっては、暗渠排水が秋からの工事になりまして、完成確認が冬場の積雪時になっております。検査につきましては、水路に暗渠排水管が接続されている部分を現地で確認しております。メーター等の計測確認は行ってございませんでした。

二つ目の御質問でございます。県内ではございませんでしたが、公表されているものとしては、やはり会計検査院からの指摘事項として挙がっております。その件につきましては、隣県のある土地改良区の方で、平成24年度と25年度において同様の指摘がございました。以上でございます。

●17番（加藤照美君） 終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、18番佐藤元議員の質疑を許します。18番。

●18番（佐藤元君） 加藤議員と似たような質疑になりますので、1番は割愛いたします。

2番も今、部長説明されましたけども、課長と担当者が立ち会った上での完成検査と。その中身は、暗渠管がいわゆる水路側に接続しているかということを確認した上で、要するに完成検査をパスしたと、こういう答弁ですけども、その程度の確認で適切な完成検査と言えるんですか。それまず1点。

それと3番の、この事業の補正にかかわる歳入歳出の根拠となるその裏づけを伺います。

この2点をお願いします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 1番の御質問は加藤議員の御説明でよろしいということですね。

2番の今の検査の状況でございます。検査につきましては、先ほど説明ちょっと触れましたが、事業実施の段階から担当の方でもって農家の皆さんと相談して実施していたことから、今回の検査の場合は、現地の目視確認で終わっていたということになります。

3番につきましては、根拠という形になりますが、これも加藤議員の方からの質問にあった内容で、やはり一筆ごとの圃場ごとに調査をして再計算をしております。その中において、この一覧表をご覧いただければ、単純に1番であれば暗渠排水においては不整形田による受益面積の減が出たということ、区画整理においては問題なかったというような形で、こちらの積み上げとしまして、平成25年度におきましては330万円ほど、平成26年度の積み上げとしましては17万5,000円ほど、合計で34万2,977円という数字になっております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 何かあんまり適切な答えじゃないと思うんですけど、私は適切な検査だと考えていますかと聞いてるわけですから、それについて。それと、この歳入歳出の件ですけども、結

果に、私はこの検査院から指摘された分、いつ返納するのか分かりませんが、しかし、その前に、じゃあ完全にその受益者からのその返納金は返していただくという根拠がなければ、返すことはできないんじゃないかなと私は思うんですけども、そこら辺はどうですか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 検査の適切不適切ということの御指摘でございますが、今回におきましては、積雪の関係もありまして目視確認しか行っていなかったということになります。

それから、国への返還の予算措置の関係でございますが、今回の検査を受けた際には、先ほど説明に触れた排水の悪い部分への暗渠排水管の設置と、地域の実情に応じた対応が不可能なのかということも検査院の方に御相談させていただいておりましたが、今回は全国的一律な定額補助なので、このような指摘、措置をさせていただいたということになります。そういうことから、国に返納する部分についての収入予算につきましては、市としては双方同額として予算措置させていただきました。

●議長（菊地衛君） 次に、13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 同じ事業に対しての雑入についての質疑となります。一応流れも説明していただいたんですけども、もう一度よろしくをお願いします。

1、この事業を行うに当たっての手順を説明してください。起案に対する決算についてもお願いします。

2、「農家の皆様へ」というお知らせに、会計検査院から指摘された項目についての説明が詳しく記載されていますが、農家の方々にどのように説明しましたか。また、説明した職員自身も、制度を理解した上での説明をされたのですか。

3、受益者の方々に返還金についてどのように説明しましたか。それについてどのような返答がありましたか。

4、未納金が発生した場合、どのように対応しますか。

5、市の責任はどのような形でとられますか。以上です。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 伊東温子議員の御質問にお答えさせていただきます。

1番につきましては、先ほど少し触れましたけれども、この事業に限らず各種補助金等の制度につきましては、説明会や農家個々への案内によりまして事業制度等の紹介を行っております。今回の事業につきましては、先ほども触れましたが、平成24年8月に象潟、金浦、仁賀保地区の3会場で説明会を行いまして、この事業以外4つの補助事業について説明を行っております。全農家へも案内を送付させていただいております。にかほ市では、この事業につきまして8月に農家から実施希望を取りまとめており、それを秋田県の方に報告しております。その後、平成25年3月に東北農政局長の方から事業採択通知が届きまして、平成25年度に入って事業を進めていたということになります。それ以外の農家と市のやり取りについては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。決裁については担当課で行っておりますが、担当部長も決裁を行っております。

二つ目の御質問でございますが、こちらにつきましても先ほど加藤照美議員の方にも御説明した

とおり、説明会の状況は3地区で行っておりました。しかしやはり説明会に来られた方が少ないことから、十分な説明はされていたとは言いがたいということでございます。

説明会に伺った職員は制度を理解していたかにつきましては、農家の皆様に説明する上で理解していたと認識しております。しかし、これも先ほども触れましたが、その補助対象にならない部分の説明については触れていなかったということが事実でございます。

3番目でございますが、会計検査院からの指摘にあった圃場ごとの1アール未満の切り捨てや暗渠排水管の10メートル以上の補正等について、農家個々に説明はさしていただいております。しかし農家の皆さんは、職員の補助制度の説明については理解していただきましたが、当時の農林水産課と一緒に進めた事業に対して、正直こう今さらというような御意見もあったのは事実でございます。

4番でございますが、こちら先ほどの説明でもちょっと触れさせていただきましたが、農家の皆さんには御理解いただけますよう重ねて説明を申し上げまして、分納納付でも構いませんし、できるだけ完納していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

5番目でございますが、今回の件につきましては、農家の皆様に再度御説明申し上げ、御理解と御協力を賜っていくように誠心誠意努力してまいりたいと考えております。また、このたびのようなことが繰り返されることのないように、職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 事業の手順の中で、8月に県の方に申請しているということでしたけれども、この時点での面積について、どのような、これはどうだったんでしょう、指摘された面積と同じ面積を挙げられていたのですか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） お答えいたします。

農家の皆さんから希望を取ったのは8月でございますが、事業として申請していましたもの、採択申請を出していたものにつきましては、平成25年度事業におきましては、区画拡大が4.6ヘクタール、暗渠排水が11.4ヘクタールの面積として申請しております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） すみません、もう一度その数字お願いいたします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 事業の申請段階では、平成25年度事業としましては、区画拡大が4.6ヘクタール、暗渠排水が11.4ヘクタールを対象面積として申請しておりました。

●議長（菊地衛君） これで議案第137号の質疑を終わります。

次に、議案第138号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから議案第141号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてまで4件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第138号から議案第141号まで4件の質疑を終

わります。

日程第18、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第137号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。10番佐々木弘志議員。

しばらく休憩します。

午前10時34分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

| | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 2番 | 渡部 | 幸悦 | 3番 | 佐々木 | 雄太 |
| 4番 | 佐々木 | 春男 | 5番 | 奥山 | 収三 |
| 6番 | 伊藤 | 知 | 7番 | 伊藤 | 竹文 |
| 8番 | 飯尾 | 明芳 | 9番 | 市川 | 雄次 |
| 10番 | 佐々木 | 弘志 | 11番 | 佐々木 | 平嗣 |
| 12番 | 小川 | 正文 | 13番 | 伊東 | 温子 |
| 14番 | 鈴木 | 敏男 | 15番 | 佐々木 | 正明 |
| 16番 | 宮崎 | 信一 | 17番 | 加藤 | 照美 |
| 18番 | 佐藤 | 元 | 19番 | 佐藤 | 文昭 |

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

| | | | | | |
|--------|----|-----|--------|----|---|
| 議会事務局長 | 佐藤 | 信夫 | 班長兼副主幹 | 加藤 | 潤 |
| 主事 | 土井 | 絵里香 | | | |

.....

説明員

| | | | | | |
|----------|----|----|---------------------|----|----|
| 市長 | 横山 | 忠長 | 副市長 | 須田 | 正彦 |
| 教育長 | 齋藤 | 光正 | 総務部長 (危機管理監) | 齋藤 | 洋 |
| 財務部長 | 佐藤 | 正春 | 市民福祉部長 (福祉事務所長) | 伊東 | 秀一 |
| 農林水産建設部長 | 佐藤 | 均 | 商工観光部長 (地方創生政策監) | 佐藤 | 克之 |
| 教育次長 | 齊藤 | 義行 | ガス水道局長 | 佐藤 | 次博 |
| 消防長兼消防署長 | 伊藤 | 伸司 | 会計管理者 | 浅利 | 均 |

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 総務部総務課長 | 佐藤喜仁 | 企画課長 | 佐々木俊哉 |
| 財政課長 | 佐々木俊孝 | 生活環境課長 | 小松幸一 |
| 子育て長寿支援課長 | 齋藤隆 | 福祉課長 | 阿部聖子 |
| 農林水産課長 | 佐藤智秋 | 建設課長 | 土門保 |
| 商工政策課長 | 齋藤和幸 | 観光課長 | 藤谷博之 |
| 教育総務課長 | 池田昭一 | | |

.....

午前10時35分 開 会

●年長委員（佐々木弘志君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に15番佐々木正明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、3番佐々木雄太委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には15番佐々木正明委員、副委員長には3番佐々木雄太委員が決定しました。

15番佐々木正明委員、3番佐々木雄太委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時37分 休 憩

午前10時38分 再 開

【一般会計予算特別委員長（佐々木正明君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名されました佐々木です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小

委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第137号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前10時39分 散 会

.....

午前10時40分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案及び請願、陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第126号から議案第141号までの16件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、請願第1号及び陳情第8号から陳情第12号までの6件は、お手元に配付した請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第20、請願の紹介を議題とします。

今定例会に提出された、請願第1号旧小出小学校校舎の借入に関する請願書についての紹介を求めます。2番渡部幸悦議員。

【2番（渡部幸悦君）登壇】

●2番（渡部幸悦君） おはようございます。請願の方の説明をさせていただきます。

まず冒頭に、私が請願を受けた理由を申し上げます。

皆さん御存じのとおり、請願は当該地方公共団体の住民だけでなく、他の全ての住民、すなわち当該地方公共団体以外の住民で、自然人、法人の区別を問わない、年齢その他の制限もないと言われているように、極めて重みのあるものであり、憲法第16条で保障された国民の権利でございます。このような観点から、私は紹介議員という役目を微力ながら引き受けた次第です。

私は、日頃、旧小出小学校が廃校2年になって、まだ使用されていない状況を見て、全くもっていないことであり、誰か使用する人はいないものかと思っておりました。先般、「いちじくいち」が行われ、大変盛況であったと聞き及んでおります。こうした年に数回のイベントよりも、通年を通して利用されればと思っておりましたが、株式会社鳥海フォスさんが借用したいとの意向があり、ぜひ市議会に請願したいがどうしたらよいかと相談を受けたので、紹介することにしたものであります。

請願の可否は各議員に任せるとして、市民の要望については、真っ正面から受けとめて堂々と議論することが議会の尊厳であり、住民と行政との架け橋としての市議会の責務であると確信しております。

それでは、請願第1号旧小出小学校校舎の借入に関する請願書について説明をさせていただきます。

当校舎は、平成26年廃校し、現在に至っております。その間、当局では利活用について、地域自治会に対し、地域の活性化を図るため有効な活用方法を求めてまいりました。平成27年に、小出地区自治会長会名で小出小学校利活用の提案がされておりますが、採用に至らず、現在は廃校のままになっております。平成28年3月、今年の3月です、定例議会の一般質問において、同僚議員に対す

る横山市長の答弁はこうでした。小出地区の会長さん方からいろいろな要望もありましたが、こういう要望を全て行政でやってくださいでは、なかなか容易ではない。僕もこれは当然だと思ってます。平成28年度に、今年です、公共施設等総合管理計画を策定するが、その際には当然、市民の皆さんにも相談しなければならない機会も出てくるでしょうし、いろいろ提案をしていただき、総合管理計画の中で検討をしてみたいと思いますと答弁をいただいております。提案をいただきたいとの答弁でございましたので、本請願もその提案の一つとして検討いただきたいと、そのように思っております。

株式会社鳥海フォスでは、旧校舎を活用し、お手元の請願書のとおり、障がい者の訓練領域を拡大することにより、障がい者の適正を早期に発見し、一般企業への就職を図るための支援事業を展開するものでございます。また同時に、年間およそ1万人と言われる隣接のとんがり童夢パオの利用者に対してのいろいろな食事のサービスを図ることも、また一方で可能となっております。何よりも、来訪する地域住民と鳥海フォスの利用者との交流の拠点として活用されることになり、地域活性化にも大きな効果が期待されることと思っております。旧小出小学校のこの善良な維持管理はもちろん、周辺の自然環境の保全も考えられます。よって、請願第1号を採択されますようお願いをして、説明を終わります。

なお、詳細につきましては配付の請願書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

●議長（菊地衛君） これで請願の紹介を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時46分 散 会
